

## 第380回香川海区漁業調整委員会次第

日 時 令和3年6月4日(木)  
10:00~12:00

場 所 高松市サンポート1番1号  
高松港旅客ターミナルビル7階会議室

1 開 会

2 挨拶

3 議事録署名人の指名

4 議 題

- (1) 香川県資源管理方針の変更について(諮問)
- (2) まさば及びごまさばに関する知事管理漁獲可能量について(諮問)
- (3) 第一種共同漁業等に係る海区漁場計画の作成について(事前協議)

5 その他



3 水産第 15185 号  
令和 3 年 5 月 27 日

香川海区漁業調整委員会  
会長 北尾登史郎様

香川県知事 浜田 恵 造



香川県資源管理方針の変更について (諮問)

このことについて、漁業法（昭和24年法律第267号。）第14条第9項の規定に基づき、別紙のとおり香川県において資源管理を行うための方針を変更したいので、漁業法第14条第10項で準用する同条第4項の規定に基づき貴委員会の意見を求めます。



## 第1 資源管理に関する基本的な事項

### 1 資源管理の意義・背景

香川県の漁業は、県民をはじめとする我が国の消費者に対して水産物を安定的に供給するとともに、水産業の発展や漁村の振興に寄与するという極めて重要な役割を担っている。しかし、本県の漁業生産量は、長期的に減少傾向にあり、消費者に対する水産物の安定的な供給を維持するためには、地域の実態に即して適切に資源管理の取組を推進する必要がある。

本県における資源管理に関する従来の公的な規制は、船舶の隻数及びトン数の制限並びに漁具、漁法、漁期等の制限による漁獲能力の管理が主体であった。しかし、平成以降の漁具の大型化、省力化等の漁獲に係る技術革新により、船舶の隻数、トン数等当たりの漁獲能力が増加している状況を踏まえると、船舶の隻数、トン数等の制限を基本とした管理では水産資源の持続的な利用の確保が難しい状況となっている。

このような中、平成30年12月14日に漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号。以下「改正法」という。）が成立し、漁獲量そのものの制限を基本とする新たな資源管理制度が創設された。

今後、都道府県知事は、改正法による改正後の漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第11条第1項の規定に基づき国が定めた資源管理に関する基本方針（以下「資源管理基本方針」という。）に即して、第14条第1項の規定に基づき都道府県が資源管理を行うための方針（以下「都道府県資源管理方針」という。）を作成し、本県における地域の実態に即した資源管理に関する基本的な考え方や方向性を定める必要がある。

このため、本県において持続的な利用を確保することにより漁業生産力を発展させるため、本県における都道府県資源管理方針（以下「香川県資源管理方針」という。）を定め、適切な資源管理を推進するものとする。

### 2 漁業等の状況

本県は瀬戸内海の東部に位置し、東から播磨灘、備讃瀬戸及び燧灘の3つの海域に面している。本県の海域には、多くの島々が存在し、岩礁や砂浜など多様性に富んだ本県の海岸線の長さは島嶼部を含めて総延長約700kmに達する。また、起伏の多い海底地形及び複雑な潮流により、生息する魚介藻類は多種多様で豊富であり、温暖な瀬戸内海気候とあいまって恵まれた漁業環境にある。

このため、古くから多様な種類の漁業が営まれ、現在は、小型機船底びき網漁業、さし網漁業、定置網漁業、込網漁業、船びき網漁業等の漁船漁業が主要な漁業として営まれている一方、昭和初期に全国に先駆けて始まった魚類養殖に加え、のり、かき等の養殖など、進取の気性に富んだ漁業者の創意と工夫の積み重ねにより今日の姿となっている。

このような実態のある本県では、多種多様な魚介類を様々な漁法により漁獲しているこ

とから、サワラ及びカタクチイワシの広域魚種を除き、従来から漁業種類（知事許可漁業を水産動植物の種類、漁具の種類その他の漁業の方法により区分したものをいう。以下同じ。）による管理を実施しており、公的な規制と併せて、休漁、漁具の規制等による自主的な取組を行っているところである。

他方、本県における漁獲量は、平成27年以降、増加傾向にあるものの、昭和50年頃の漁獲量の水準を踏まえると、長期的には減少傾向にある。また、マアジ、マダイ及びサワラにおいては、漁獲量が大きく減少していないものの、多くの水産資源の漁獲量が近年減少傾向にあり、魚類全体の漁獲量についても減少傾向にある。また、魚類を除く甲殻類、貝類等の漁獲量については、全体的に近年減少傾向にある。

本県が属する瀬戸内海は、恵まれた漁業環境であるものの、本県の漁獲量は長期的に減少しており、現状の漁業種類ごとの管理を踏まえた持続的な利用を確保するための適切な資源管理の実施が急務となっている。

### 3 本県の責務

本県は、法第6条の規定に基づき、国とともに、漁業生産力を発展させるため、水産資源の保存及び管理を適切に行う責務を有する。このため、法第10条第1項の規定に基づき、必要と認めるときは、農林水産大臣に対し、資源評価が行われていない水産資源について資源評価の要請を行うとともに、必要な情報を提供するものとする。また、同条第3項の規定に基づき、農林水産大臣の求めに応じて、資源調査に協力するものとする。

## 第2 特定水産資源ごとの知事管理区分

知事管理区分は、特定水産資源ごとに漁獲量の管理を行うため、知事が設定する管理区分であり、以下の事項により構成するものとし、管理区分ごとに少なくとも以下の事項を定めるものとする。

- (1) 水域
- (2) 対象とする漁業
- (3) 漁獲可能期間

## 第3 特定水産資源ごとの漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

### 1 漁獲可能量

漁獲可能量（資源管理基本方針第5の3の規定に基づき「現行水準」として、目安の数量が配分された場合にあつては、その数量）の知事管理区分への配分の基準は、漁獲実績を基礎とし、当該特定水産資源を対象とする漁業の実態その他の事情を勘案して、特定水産資源ごとに定めることとする。

### 2 留保枠の設定

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等に対応するため、特定水産資源ごとに漁獲可能量に留保枠を設けることができることとする。

### 3 数量の融通

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等により生じる、それぞれの知事管理

区分に配分した数量の過不足が、漁業者及び関連業者に与える影響を緩和するため、上記1及び2の規定に基づく配分後の関係団体による要望及び知事管理区分ごとの知事管理漁獲可能量の消化状況を踏まえて、知事管理区分間における数量の融通を可能な範囲で行うよう、努めるものとする。

#### 第4 知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法

知事管理区分ごとの漁獲可能量の管理の手法は、法第8条第3項の規定に基づき漁獲割当てによる管理を基本とする。それ以外の知事管理区分（漁獲努力量の総量を管理する区分を除く。）については、同条第4項の規定に基づき漁獲量の総量の管理を行うが、科学的知見の蓄積、漁獲量等の報告体制の整備等が整ったものから、順次、漁獲割当てによる管理に移行するものとする。

また、同条第5項の規定に基づき、水産資源の特性等を勘案して上記の管理を行うことが適当でないと認められる場合は、当該管理に代えて、当該管理区分に係る漁獲努力可能量（当該管理区分に係る漁獲可能量の数量の水産資源を採捕するために通常必要と認められる漁獲努力量をいう。）を超えないように、当該管理区分において水産資源を採捕するために漁ろうを行う者による漁獲努力量の総量の管理を行うものとする。

#### 第5 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

##### 1 特定水産資源

特定水産資源については、資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）に即して、当該水産資源ごとの資源管理の目標の達成に効果があると認める場合には、小型魚の漁獲を避けるための網目等の漁具の制限等、漁獲可能量による管理以外の管理手法を活用し、漁獲可能量による管理と組み合わせて資源管理を行うものとする。

また、当該特定水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

##### 2 特定水産資源以外の水産資源

特定水産資源以外の水産資源については、資源管理基本方針に即して、当該水産資源ごとの資源管理の目標の達成に向け、最新の資源評価及び漁獲シナリオにより導かれる漁獲圧力の管理を適切に行うために、必要と考えられる資源管理の手法による管理を組み合わせて、資源管理を行うものとする。

法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない場合には、当該資源評価が行われるまでの間は、利用可能な最新の科学的知見を用いて資源管理の方向性を設定することとする。

また、当該特定水産資源以外の水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事

への報告が行われるよう指導を行うものとする。

### 3 漁業者自身による自主的な取組

知事は、漁業者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

## 第 6 その他資源管理に関する重要事項

### 1 漁獲量等の情報の収集

(1) 漁獲量や漁獲状況に関する情報は、資源状況や環境変動が資源に与える影響等を把握するために有益であり、資源評価の精度向上において重要である。また、資源管理措置の遵守状況のモニタリング等、適切な資源管理を行うためにも重要であることを踏まえ、法第 26 条第 1 項又は第 30 条第 1 項の規定に基づく漁獲量の報告のほか、知事許可漁業の許可を受けた者による資源管理の状況等の報告（第 58 条において準用する法第 52 条第 1 項）、漁業権者による資源管理の状況等の報告（第 90 条第 1 項）が適切に行われるよう指導するものとする。

(2) 上記の報告により収集した情報については、資源管理及び資源評価に必要とする場合に限り、農林水産大臣又は国立研究開発法人研究・教育機構へ適切に報告するとともに、地域の実態に即した適切な資源管理に向けて活用することとする。

(3) また、(1)の報告による漁獲量等の情報の収集の重要性を踏まえて、より迅速にかつ効率的に情報を収集することができるよう、漁業者や漁業協同組合、市場等から漁獲量等の情報を電子的に収集・蓄積するシステムの構築を推進するとともに、データを集約し、用途に応じて編集・処理することで適切な資源管理に向けてこれらの情報の活用が図られるようにすることとする。

### 2 資源管理の進め方

新たな資源管理の推進に当たっては、漁業者その他の関係者の理解及び協力を得た上で、着実に実行するものとする。

### 3 種苗放流等の取組

資源管理は、水産資源の保存及び管理を適切に行う都道府県の責務を鑑みて、必要に応じて、種苗生産、種苗放流及び種苗育成管理と組み合わせて行うものとする。

### 4 遊漁者に対する指導

大臣及び知事は、遊漁者に対し、資源管理基本方針及び都道府県資源管理方針に基づく資源管理の実施について協力するよう指導するものとする。

### 5 その他

知事は、法第 31 条の規定に基づき採捕の数量の公表した場合、速やかに第 32 条第 2 項に基づく早期是正措置を関係漁業者等に指導又は勧告するものとする。

## 第 7 香川県方針の検討・変更



法第14条第8項の規定に基づき、香川県資源管理方針を見直すことを基本として、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、おおむね5年ごとに、この資源管理方針についての検討を行うとともに、この資源管理方針に記載されている個別の水産資源についても少なくとも5年ごとに見直しを行うものとする。

#### 第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針

特定水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙1-1 くろまぐろ(大型魚)」から「別紙1-5 まさば及びごまさば太平洋系群」までにそれぞれ定めるものとする。



第1 特定水産資源

くろまぐろ（大型魚）

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

香川県くろまぐろ大型魚漁業

(1) 当該水産資源に係る知事管理区分の構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域（漁業の許可及び取締り等に関する省令（令和2年農水令48号。以下「許可省令」という。）第1条第1項第1号に掲げる海域をいう。以下同じ。）

② 対象とする漁業

香川県に住所を有する又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろ大型魚を採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

4月1日から翌年の3月末日まで

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月10日まで

② 都道府県知事が漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）による改正後の漁業法（昭和24年法律第257号。以下「法」という。）第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を第2の1(1)で定める香川県くろまぐろ大型魚漁業区分に配分するものとする。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

特になし。

第5 その他資源管理に関する重要事項

法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

## 第1 特定水産資源

くろまぐろ（小型魚）

## 第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

香川県くろまぐろ小型魚漁業

### (1) 当該水産資源に係る知事管理区分の構成する事項

#### ① 水域

中西部太平洋条約海域

#### ② 対象とする漁業

香川県に住所を有する又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろ小型魚を採捕する漁業

#### ③ 漁獲可能期間

4月1日から翌年の3月末日まで

### (2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。

#### ① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月10日まで

#### ② 都道府県知事が漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）による改正後の漁業法（昭和24年法律第257号。以下「法」という。）第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがないときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内

## 第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を第2の1(1)で定める香川県くろまぐろ小型魚漁業区分に配分するものとする。

## 第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

特になし。

## 第5 その他資源管理に関する重要事項

法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

## 第1 特定水産資源

まあじ

## 第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

香川県まあじ漁業

## (1) 当該水産資源に係る知事管理区分の構成する事項

## ① 水域

②の対象とする漁業が、まあじの採捕を行う水域

## ② 対象とする漁業

香川県に住所を有する又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまあじを採捕する漁業

## ③ 漁獲可能期間

1月1日から12月末日まで

## (2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月10日まで

## 第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を第2の1(1)で定める香川県まあじ漁業区分に配分するものとする。

## 第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

定置漁業及び第2種共同漁業（柵網）においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る管理する漁獲努力量の範囲は、次の表の左欄に掲げる漁業種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業種類		漁獲努力量の範囲
漁業権 漁業	定置漁業及び第2種共同漁業（柵網）（法第60条第3項第1号及び同条第5項第2号の規定に基づく漁業権の場合）	127件まで（定置漁業4件及び第2種共同漁業（柵網）123件）
許可漁業	小型定置網漁業（法第57条の規定に基づく許可の場合）	4件まで

## 第5 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

## 第 1 特定水産資源

まいわし太平洋系群

## 第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

香川県まいわし漁業

## (1) 当該水産資源に係る知事管理区分の構成する事項

## ① 水域

②の対象とする漁業が、まいわしの採捕を行う水域

## ② 対象とする漁業

香川県に住所を有する又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまいわしを採捕する漁業

## ③ 漁獲可能期間

1月1日から12月末日まで

## (2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

## 第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を第 2 の 1 (1) で定める香川県まいわし漁業区分に配分するものとする。

## 第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

定置漁業及び第 2 種共同漁業（桝網）においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る管理する漁獲努力量の範囲は、次の表の左欄に掲げる漁業種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業種類		漁獲努力量の範囲
漁業権 漁業	定置漁業及び第 2 種共同漁業（桝網）（法第 60 条第 3 項第 1 号及び同条第 5 項第 2 号の規定に基づく漁業権の場合）	127 件まで（定置漁業 4 件及び第 2 種共同漁業（桝網） 123 件）
許可漁業	小型定置網漁業（法第 57 条の規定に基づく許可の場合）	4 件まで

## 第 5 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

第1 特定水産資源

まさば及びごまさば太平洋系群

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

香川県まさば及びごまさば漁業

(1) 当該水産資源に係る知事管理区分の構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、まさば及びごまさばの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

香川県に住所を有する又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまさば及びごまさばを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

7月1日から翌年6月末日まで

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月10日まで

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を第2の1(1)で定める香川県まさば及びごまさば漁業区分に配分するものとする。

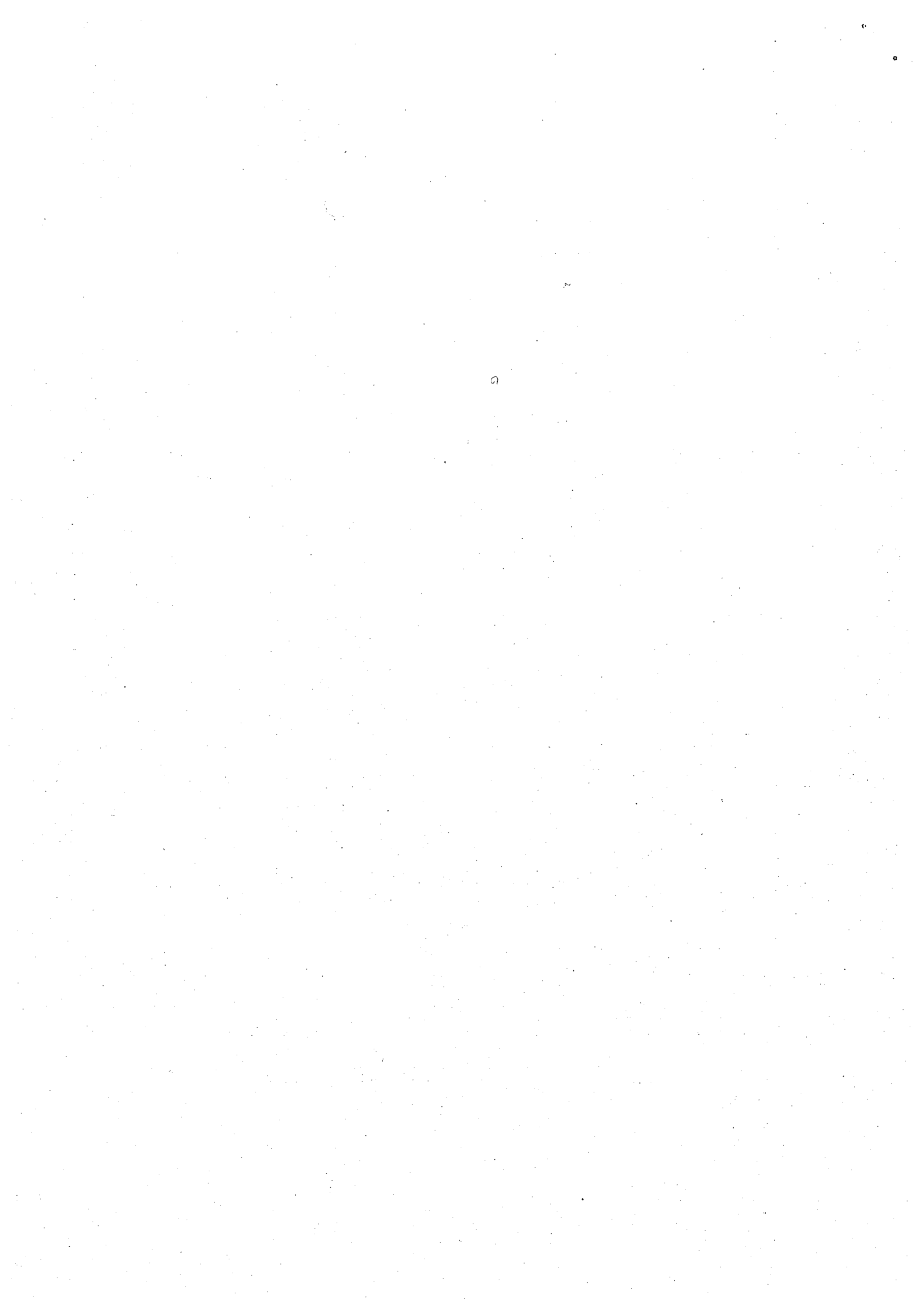
第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

定置漁業及び第2種共同漁業（桝網）においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る管理する漁獲努力量の範囲は、次の表の左欄に掲げる漁業種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

<u>漁業種類</u>		<u>漁獲努力量の範囲</u>
<u>漁業権 漁業</u>	<u>定置漁業及び第2種共同漁業（桝網）（法第60条第3項第1号及び同条第5項第2号の規定に基づく漁業権の場合）</u>	<u>127件まで（定置漁業4件及び第2種共同漁業（桝網）123件）</u>
<u>許可漁業</u>	<u>小型定置網漁業（法第57条の規定に基づく許可の場合）</u>	<u>4件まで</u>

第5 その他資源管理に関する重要事項

特になし。





## 香川県資源管理方針について

### 1 意義

今般の漁業法改正に伴い、地域の実態に合わせた従来の自主的管理を組合せつつ、適切に資源管理を実施するに当たって、国が定める資源管理基本方針に即して、県で資源管理に関する方針（香川県資源管理方針）を漁業法第14条の規定に基づき制定したところである。

### 2 内容の概要

漁業法に基づく新たな資源管理体制の下で、従来どおりの資源管理が行えるよう、資源管理指針及び海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の内容を踏まえつつ、以下の事項を規定。

定める事項	定める内容等の概要
1 資源管理に関する基本的な事項	<ul style="list-style-type: none"><li>資源管理の意義・背景、香川県の漁業等の状況について規定（新規）</li><li>本県の責務として、法第6条の規定に基づき資源管理を適切に実施する旨等を規定（新規）</li></ul>
2 特定水産資源ごとの知事管理区分（新規）	<ul style="list-style-type: none"><li>基本的には、漁業種類、水域等を区別せず、特定水産資源ごとに一つの管理区分を設定する旨規定（従来どおり）</li></ul>
3 特定水産資源ごとの都道府県別漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準（新規）	<ul style="list-style-type: none"><li>特定水産資源ごとに大臣から配分された漁獲可能量を一つの管理区分に全て配分する旨規定（従来どおり）</li></ul>
4 知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法	<ul style="list-style-type: none"><li>クロマグロについては、漁業種類を区別せず、漁獲量の総量による管理を実施する旨規定（従来どおり）</li></ul>
5 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項	<ul style="list-style-type: none"><li>従来の自主的な資源管理を引続き実施する旨規定（新規）</li><li>資源管理協定の対象種について別紙に定める旨規定（新規）</li></ul>
6 その他資源管理に関する重要事項	<ul style="list-style-type: none"><li>クロマグロについては、<ul style="list-style-type: none"><li>① 漁獲量が漁獲枠のおおよそ7割を超えた時点で、数量を公表する旨規定（従来どおり）</li><li>② 数量を公表した時点で、速やかにクロマグロを再放流するよう指導する旨規定（従来どおり）</li></ul></li><li>必要に応じて種苗放流を組み合わせる旨規定（従来どおり）</li></ul>
7 方針の検討・変更（新規）	<ul style="list-style-type: none"><li>大臣からの配分量の見直し等に伴い、海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、当該方針を改正する旨規定（従来どおり）</li></ul>

## 香川県資源管理方針の変更について

### 1 経緯

- ・ 香川県資源管理方針について、国が定める資源管理基本方針に即して、令和2年12月1日に制定したところである。
- ・ 国の資源管理基本方針において、まさば及びごまさばに係る資源管理に関する規定が6月初旬に定められることから、当県の資源管理方針においても、別紙のとおり、まさば及びごまさばに関する規定を定める必要がある。  
※ 現行においては、まさば及びごまさばは「若干量」の配分を受けており、概念として、現行の漁獲圧の水準を大きく上回らないよう漁獲努力量管理してきたものである。今後は、「現行水準」として配分を受けることとなっており、「若干量」の場合と同様の管理を実施する必要がある。

### 2 変更の内容

- ・ まさば及びごまさばについて管理区分等を新たに定める。  
※ 従来の資源管理を引き続き実施することができるよう、全ての水域、漁業種類等をまとめた一つの管理区分で漁獲努力量管理を実施すると定める。
- ・ 当該水産資源を漁獲する主な漁業種類について、管理する漁獲努力量の範囲を設定する。  
※ まさば及びごまさばの漁獲量のうち大部分の漁獲量を占める定置網漁業について、現行の許可及び漁業権の件数を範囲の上限として定める。

※ その他、従来の運用を引き続き実施するため、事務的な変更を行う。

### 3 今後のスケジュール

- 6月初旬 海区漁業調整委員会への諮問
- 6月中旬 大臣への承認申請
- 7月1日 施行

# 都道府県資源管理方針の位置づけ

## 資源管理指針

- ・ 海洋生物の保存及び管理に関する基本的な考え方
- ・ 海洋生物資源等ごとの動向及び管理の方向

## 海洋生物資源の保存及び管理に関する計画

- ・ 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針
- ・ TAC種ごとの漁獲可能量及び管理の手法
- ・ TAE種ごとの漁獲努力可能量及び管理の手法
- ・ その他採捕停止命令等に関する規定

従来

## 香川県資源管理方針 (漁業法第14条第1項)

### 知事管理区分 (漁業法第7条第2項)

- ・ 資源管理に関する基本的な事項
- ・ 特定水産資源ごとの知事管理区分
- ・ 特定水産資源ごとの都道府県別漁獲可能量の知事管理区分の配分の基準
- ・ 知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法
- ・ 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
- ・ 方針の検討・変更 等

水産資源ごとに漁獲量の管理を行うため、特定の水域及び漁業の種類その他の事項によって構成される区分であって、知事が定めるもの

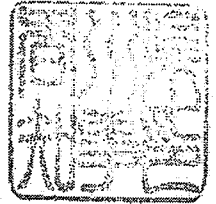
新法



3 水産第 15212 号  
令和 3 年 5 月 27 日

香川海区漁業調整委員会  
会長 北尾登史郎様

香川県知事 浜田 恵 造



まさば及びごまさばに関する知事管理漁獲可能量について (諮問)

このことについて、漁業法 (昭和 24 年法律第 267 号) 第 16 条第 1 項の規定に基づき、まさば及びごまさばに関する知事管理漁獲可能量を別紙のとおり定めたいので、同条第 2 項の規定に基づき貴委員会の意見を求めます。



表 都道府県別漁獲可能量のうち、知事管理区分に配分する数量（知事管理漁獲可能量）について

特定水産資源	知事管理区分	知事管理漁獲可能量
くろまぐろ（小型魚）	香川県くろまぐろ小型魚漁業	0.1トン
くろまぐろ（大型魚）	香川県くろまぐろ大型魚漁業	1.0トン
まあじ	香川県まあじ漁業	現行水準
まいわし太平洋系群	香川県まいわし漁業	現行水準
まさば及びごまさば太平洋系群	香川県まさば及びごまさば漁業	現行水準





## 第一種共同漁業等に係る海区漁場計画の作成について

### 1 海区漁場計画の要望 受付一覧

	漁協名	受付日	漁業の種類	要望計画数
1	引田漁業協同組合	令和3年4月20日	第一種共同漁業	4
2	鴨庄漁業協同組合	令和3年4月20日	第一種区画漁業	3
3	土庄中央漁業協同組合	令和3年4月23日	第一種共同漁業	4
4	四海漁業協同組合	令和3年4月13日	第一種共同漁業	3
5	池田漁業協同組合	令和3年4月15日	第一種共同漁業	1
			第一種区画漁業	1
6	与島漁業協同組合	令和3年5月7日	第一種共同漁業	7
			第一種区画漁業	3
7	多度津町漁業協同組合	令和3年5月7日	第一種共同漁業	1
8	白方漁業協同組合	令和3年5月7日	第一種共同漁業	1

### 2 第一種共同漁業 新たな漁業の名称の設定について

#### ○漁業の名称に「もずく」を新たに設定

- ・引田漁協で、これまで素潜りにより「もずく」を採捕し、製品として出荷している実績あり。
- ・水産試験場がサンプルを同定したところ、ナガマツモ目ナガマツモ科「フトモズク」であった。
- ・今回、引田漁協から、資源の活用及び資源保護の観点から漁業権の対象とする希望があった。
- ・出荷は春先のみであることから、漁業の時期は実態に合わせ「3月1日から6月30日まで」とする。

### 3 第一種区画漁業 わかめ養殖業の免許方針の改正について

#### ○改正の趣旨

- ・県下全域において、徳島県からの種糸の入荷について、以前は11月初旬に入荷していたが、近年は11月中旬から12月上旬と遅れている傾向がある。
- ・与島漁協から、「種糸の入荷遅れや環境の変化から収穫のピークが遅れており、適正な収穫時期に終漁せざるを得ない実態が生じている。漁業の時期を15日後ろ倒ししたい。」との要望あり。
- ・同様の実態がないか関係漁協から聞取りしたところ、終漁時期の状況については個別に違いがあることを確認した。（他種漁業との調整、他種漁業への移行、4月頃から付着生物が増加する等）
- ・漁場の利用機会の損失は問題があることから、4月以降にも高品質な製品の生産が見込める漁場の場合は漁業の時期を延長できるよう下記のとおり改正する。

#### 【改正案】

#### わかめ養殖業

#### 【方針】

- ① 養殖管理技術、加工技術の改善・向上、経営の合理化等により、高品質の製品を生産し、併せて販路の開拓・拡大を図ることにより現状程度の流通は見込めることから、新規漁場については、水温・潮流等の漁場環境を十分に考慮するものとする。
- ② 漁期は、11月1日から翌年4月30日までの期間とする。ただし、あわび養殖用餌料を生産する漁場、高品質な製品の生産が見込める漁場の場合は、水面の総合的利用という観点から、共同漁業権、許可漁業との関係を十分考慮し、関係漁業者との調整が整った場合のみ5月31日まで延長する。

また、漁場行使率は漁場により環境条件が異なるため、それぞれの漁場における実績に基づき適正に定める。

#### 4 海区漁場計画の案の作成に関する意見の募集について

○香川県水産課ホームページに海区漁場計画の素案を掲載し、利害関係人からの意見を募集

・漁業法第64条第1項の規定により、「知事は海区漁場計画の案を作成しようとするときは、当該海区において漁業を営む者、漁業を営もうとする者その他の利害関係人の意見を聴かなければならない」こととなっている。

・別紙資料3-3のとおり、香川県水産課のホームページに1ヶ月間掲載し、意見を募集する。意見を述べようとする利害関係人は、当該事案について利害関係のあることを疎明したうえで、意見書様式に記載し、水産課に提出する。

・提出された意見に対しては、対応について検討し、結果を同ホームページに掲載する。

・検討の結果を踏まえて海区漁場計画の案を作成し、海区漁業調整委員会に諮問する。

#### 5 スケジュール（予定）

R3.6.4 : 海区漁業調整委員会「事前協議」

R3.6 上旬 : 「海区漁場計画の案の作成に関する意見募集」  
利害関係人からの意見聴取（水産課HP）

R3.7 上旬 : 利害関係人からの意見について検討結果を公表（水産課HP）

R3.7 下旬 : 海区漁業調整委員会 海区漁場計画の案の諮問

R3.8 中旬 : 公聴会、海区漁業調整委員会 ⇒ 知事へ答申

R3.8 中旬 : 県報告示

R3.9 中旬 : 免許申請、漁業権行使規則の認可申請

R3.9 下旬 : 海区漁業調整委員会 免許申請について諮問 ⇒ 知事へ答申  
被免許者の決定

R3.10.1 }  
10.11 } : 免許状交付・行使規則認可  
11.1 }  
11.16 } 県報告示、通知





ガイド  
(/info/guide.html)



ログイン  
(https://www.tsukijiichiba.com/user/login)

豊洲 TOYOSU  
ICHIIBA (J)



フルーツ (https://www.tsukijiichiba.com/user/category/007)



水産品 (https://www.tsukijiichiba.com/user/category/007)

トップ > 魚介類・水産品 > 海藻 > 『もずく(天然)』香川県産 約500g ※冷蔵【豊洲市場出荷】



魚介類・水産品 > 海藻



『もずく(天然)』香川県産 約500g ※冷蔵【豊洲市場出荷】

0.0 (0件のレビュー)

商品説明



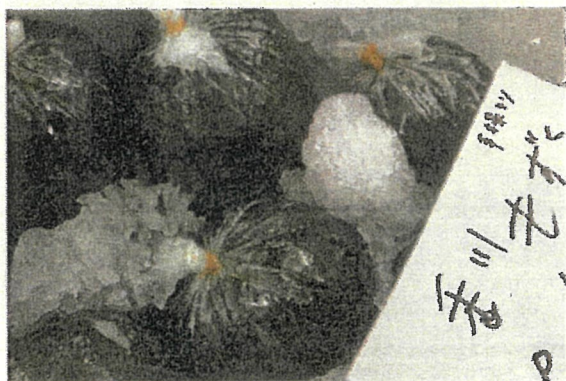


## 食材NEWS

Foodstuff NEWS

食材NEWS2020.04.27【モズク】香川県引田産天然、初入荷

【モズク】香川県東かがわ市引田（ひけた）で手摘みされた天然物で、今期初入荷。めんつゆやポン酢などをかけて食べるほか、酢の物やみそ汁、スープなどでも楽しめます。袋を開けると、磯の香りがとても豊か。引田漁協によると漁期は6月までで、これが今期初水揚げ。出荷を始めたのは数年前とのこと。



[トップページ](#) > [食材NEWS](#) > 【モズク】香川県引田産天然、初入荷

**MAFF**  
農林水産省  
食育の推進

東京都HP  
いちば食育応援隊

一般社団法人 豊洲市場協会

〒135-0061 東京都江東区豊洲6-6-1 【7街区管理施設棟1階】 | 市場協会概要

Copyright © TOYOSU MARKET ASSOCIATION. All rights Reserved.

海区漁場計画の案の作成に関する意見の募集について（令和3年度第1回）

漁業法（昭和24年法律第267号）第62条に基づき海区漁場計画の案の作成を予定していることから、法第64条第1項に基づき、以下に示す海区漁場計画の素案に関して当該海区において漁業を営む者、漁業を営もうとする者その他の利害関係人からの意見を募集します。

1 海区漁場計画の素案

共同漁業権

第一種共同漁業 20件 素案一覧① (PDF) 第一種共同漁業の素案 (PDF)

区画漁業権

第一種区画漁業 7件 素案一覧② (PDF) 第一種区画漁業の素案 (PDF)

2 海区漁場計画の素案の公示日

令和3年6月〇日（〇曜日）

3 意見の提出方法

- ・意見の提出にあたっては、所定の意見書（様式（ワード）・（PDF））（記載例 PDF）に記入の上、香川県農政水産部水産課まで、電子メール、郵送又はファックスで提出してください。電話等その他方法での受付はいたしません。
- ・電子メールで御意見を提出いただく際、題名又は件名は「海区漁場計画の案に関する意見」としてください。
- ・意見は日本語を使用してください。
- ・漁業法施行規則第22条第2項により、意見を述べる場合、当該事案について利害関係があることを疎明する必要があります。

4 意見の提出期限

令和3年7月〇日（〇曜日）←（HP掲載の一か月後）

午後5時まで（必着）

5 結果の公表

- ・いただいた意見に対しては、当ホームページにおいて結果を公表いたします。なお、個人情報（住所、氏名、電話番号、メールアドレス）は公表しません。
- ・意見に対する個別の回答はいたしませんので御了承願います。
- ・利害関係人であることの疎明がない場合や利害関係人ではないと判断される場合には、意見に対して回答しないことがあります。

6 その他の注意事項

- ・提出された書類は返却しません。
- ・提出に係る経費は、提出者の負担となります。
- ・意見書に記入された事項等の確認を行うため、必要に応じて調査を行う場合があります。

7 資料の入手方法等

- ・上記1、3よりダウンロードすることができます。
- ・以下の場所で入手、閲覧することができます。  
香川県農政水産部水産課（県庁本館18階）  
県民室（県庁東館M2階）

8 意見の提出先・問い合わせ先

〒760-8570

香川県高松市番町四丁目1番10号

香川県農政水産部水産課漁業調整グループ

（香川県庁本館18階）

電話番号：087-832-3473（直通）

FAX：087-806-0200

メールアドレス：suisan@pref.kagawa.lg.jp

共同漁業権 海区漁場計画の素案一覧①

計画番号	漁業の種類	漁場の位置	漁業の名称及び時期	存続予定期間	備考
共第1号	第一種共同漁業	東かがわ市馬宿、南野、坂元及び引田地先	もづく あわび さざえ	3/1～6/30 1/1～12/31 1/1～12/31	
共第2号	第一種共同漁業	東かがわ市松島地先	いわがき うに なまこ	1/1～12/31 1/1～12/31 11/1～翌年3/31	
共第3号	第一種共同漁業	東かがわ市通念島地先	あわび さざえ なまこ	1/1～12/31 1/1～12/31 11/1～翌年3/31	
共第4号	第一種共同漁業	東かがわ市毛無島地先	わかめ あわび さざえ うに なまこ	11/1～翌年5/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 11/1～翌年3/31	
共第5号	第一種共同漁業	小豆郡土庄町土庄地先	わかめ あわび さざえ うに なまこ	11/1～翌年5/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 11/1～翌年3/31	
共第6号	第一種共同漁業	小豆郡土庄町アワラ島地先	わかめ あわび さざえ うに なまこ	11/1～翌年5/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 11/1～翌年3/31	
共第7号	第一種共同漁業	小豆郡土庄町豊島家浦西地先	わかめ あわび さざえ うに なまこ	11/1～翌年5/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 11/1～翌年3/31	
共第8号	第一種共同漁業	小豆郡土庄町大部地先	わかめ あわび さざえ うに なまこ	11/1～翌年5/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 11/1～翌年3/31	
共第9号	第一種共同漁業	小豆郡土庄町伊喜末・赤ソワイ・小江・沖之島・葛島・長浜地先	わかめ あわび さざえ うに なまこ	11/1～翌年5/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 11/1～翌年3/31	
共第10号	第一種共同漁業	小豆郡土庄町千振島・イチソワイ・中ソワイ・白石地先	わかめ あわび さざえ うに なまこ	11/1～翌年5/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 11/1～翌年3/31	
共第11号	第一種共同漁業	小豆郡土庄町小豊島地先	わかめ あわび さざえ うに なまこ	11/1～翌年5/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 11/1～翌年3/31	
共第12号	第一種共同漁業	小豆郡小豆島町室生・二面・蒲野・神浦・吉野・池田・蒲生地先	わかめ あわび さざえ うに なまこ	11/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 11/1～翌年3/31	共第51号 共第52号 共第53号抹消
共第13号	第一種共同漁業	坂出市瀬居町地先	わかめ あわび さざえ うに なまこ	11/1～翌年5/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 11/1～翌年3/31	共第121号抹消
共第14号	第一種共同漁業	坂出市沙弥島地先	わかめ あわび さざえ うに なまこ	11/1～翌年5/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 11/1～翌年3/31	共第122号抹消
共第15号	第一種共同漁業	坂出市三ツ子島・北備讃瀬戸大橋4A地先	わかめ あわび さざえ うに なまこ	11/1～翌年5/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 11/1～翌年3/31	共第124号抹消
共第16号	第一種共同漁業	坂出市小与島地先	わかめ あわび さざえ うに なまこ	11/1～翌年5/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 11/1～翌年3/31	共第125号抹消
共第17号	第一種共同漁業	坂出市与島・鍋島・羽佐島・メカリ石地先	わかめ あわび さざえ うに なまこ	11/1～翌年5/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 11/1～翌年3/31	共第126号抹消
共第18号	第一種共同漁業	坂出市岩黒地先	わかめ あわび さざえ うに なまこ	11/1～翌年5/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 11/1～翌年3/31	共第127号抹消
共第19号	第一種共同漁業	坂出市櫃石・歩渡島・鳴瀬地先	わかめ あわび さざえ うに なまこ	11/1～翌年5/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 11/1～翌年3/31	共第130号抹消
共第20号	第一種共同漁業	多度津町堀江から多度津町見立に至る地先	わかめ あわび さざえ うに なまこ	11/1～翌年5/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 11/1～翌年3/31	共第89号抹消

区画漁業権 海区漁場計画の素案一覧②

計画番号	漁業の種類	個別漁業権又は 団体漁業権の別	漁場の位置	漁業の名称及び時期		存続予定期間	備考
区第1号	第一種区画漁業	団体漁業権	さぬき市鴨庄長浜沖地先	のり養殖業	10/1～翌年3/31	R3.10.11から R5.9.30まで	区第16号抹消
区第2号	第一種区画漁業	団体漁業権	さぬき市鴨庄長浜地先	のり養殖業	10/1～翌年3/31	R3.10.1から R5.9.30まで	
区第3号	第一種区画漁業	団体漁業権	さぬき市鴨庄長浜沖地先	魚類小割式養殖業	4/1～翌年1/31	R3.10.11から R5.12.31まで	区第818号抹消
区第4号	第一種区画漁業	団体漁業権	小豆郡小豆島町蒲生地先	かき垂下式養殖業	1/1～12/31	R3.10.1から R5.12.31まで	
区第5号	第一種区画漁業	団体漁業権	坂出市瀬居町中鼻地先	わかめ養殖業	11/16～翌年5/15		区第221号抹消
区第6号	第一種区画漁業	団体漁業権	坂出市瀬居町北浦地先	わかめ養殖業	11/16～翌年5/15	R3.11.16から R5.9.30まで	区第222号抹消
区第7号	第一種区画漁業	団体漁業権	坂出市榎石漁港地先	わかめ養殖業	11/16～翌年5/15		区第223号抹消



(意見書様式)

海区漁場計画の案の作成に関する意見書 ( 年度第 回)

年 月 日

提出者	住所	〒		
	氏名		電話番号	
	メールアドレス			
	意見の対象となる 素案の計画番号			
	利害関係の疎明			

※法人にあつては、名称及び代表者氏名を記入してください。

※利害関係の疎明欄には当該事案についての利害関係を記入してください。

意見募集のあつた海区漁場計画の素案について、下記のとおり意見を提出します。

記

意見の内容

--

提出先

香川県農政水産部水産課 漁業調整グループ 宛て

〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号

FAX: 087-806-0200 メール: [suisan@pref.kagawa.lg.jp](mailto:suisan@pref.kagawa.lg.jp)

※電子メール、郵送又はFAXで提出してください。

(意見書様式)

# 記載例

海区漁場計画の案の作成に関する意見書（令和〇年度第〇回）

令和3年●月〇日

提出者	住所	〒760-XXXX 香川県〇×市〇×町1111番地		
	氏名	香川 釣男	電話番号	087-XX-XYZX
	メールアドレス	〇×△@◆◇.co.jp		
	意見の対象となる 素案の計画番号	区第■号		
	利害関係の疎明	〇×漁業協同組合に所属し、区第■号の区域において●●漁業を営んでいる。		

※法人にあつては、名称及び代表者氏名を記入してください。

※利害関係の疎明欄には当該事案についての利害関係を記入してください。

意見募集のあつた海区漁場計画の素案について、下記のとおり意見を提出します。

記

## 意見の内容

〇〇〇〇〇〇

### 提出先

香川県農政水産部水産課 漁業調整グループ 宛て

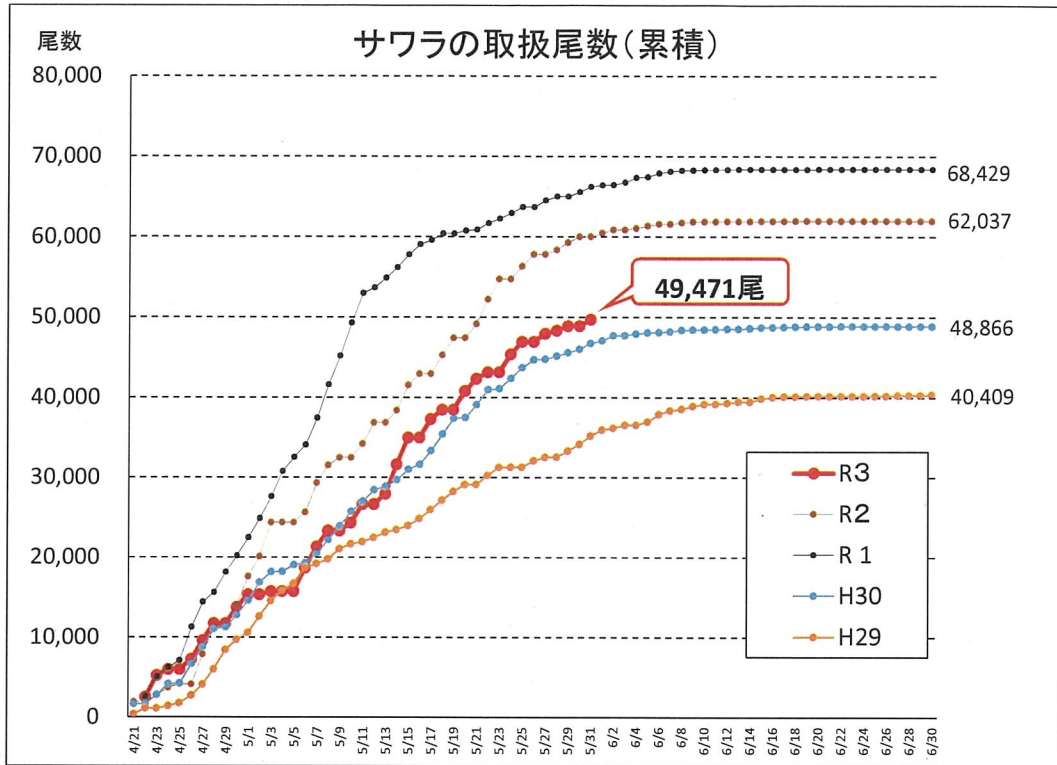
〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号

FAX: 087-806-0200 メール: [suisan@pref.kagawa.lg.jp](mailto:suisan@pref.kagawa.lg.jp)

※電子メール、郵送又はFAXで提出してください。

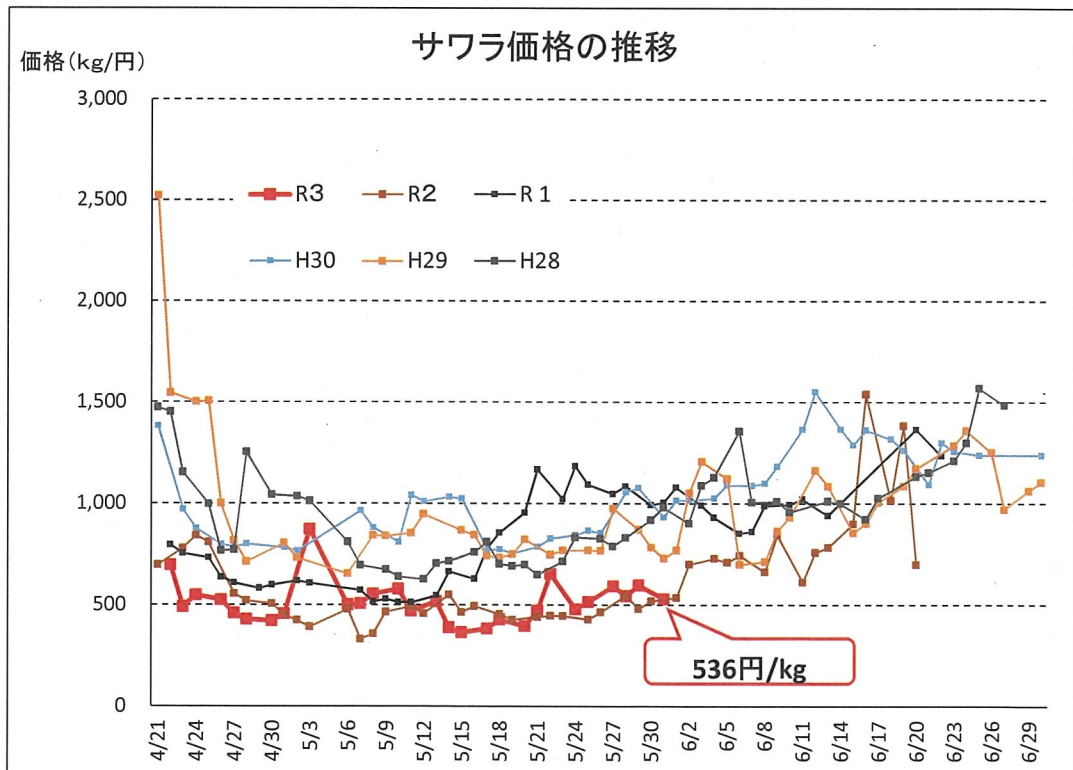
# 県魚市場でのサワラの取扱尾数について

令和3年5月31日現在



## 〈漁模様について〉

- ・ 初競り（4/21）には香川県魚市場、東魚市場併せて約3.5千本が水揚げされた。
- ・ シーズン初期は燧灘から備讃瀬戸、播磨灘の全域で漁獲された。
- ・ シーズン中期では、主に燧灘を中心に漁獲された。
- ・ 現在は、燧灘での漁獲が続いている。



## 〈価格について〉

- ・ 初競り（4/21）は最高値がキロ28,000円となり、ここ数年で最高額となった。
- ・ 初競り（4/21）の平均単価はキロ700円程度であり、昨年と同程度であった。
- ・ シーズン初期は平均キロ420円から550円で推移した。
- ・ シーズン中期は平均キロ370円から870円で推移した。



【令和3年(2021年)】 さわら流しさし網漁業の休漁日

別表1 第一段階

(○は休市日)

4月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
○4	5	6	○7	8	9	10
○11	12	13	○14	15	16	17
○18	19	20 全地区 休漁	○21	22	23	24 全地区 休漁
○25	26	27	28 全地区 休漁	○29	30	

5月

日	月	火	水	木	金	土
						1 全地区 休漁
○2	3 全地区 休漁	○4 全地区 休漁	○5	6	7	8 全地区 休漁
○9	10	11 全地区 休漁	○12	13	14	15 全地区 休漁
○16	17	18 全地区 休漁	○19	20	21	22 全地区 休漁
○23	24	25 全地区 休漁	○26	27	28	29 全地区 休漁
○30	31					

6月

日	月	火	水	木	金	土
		1 全地区 休漁	○2	3	4	5 全地区 休漁
○6	7	8 全地区 休漁	○9	10	11	12 全地区 休漁
○13	14	15 全地区 休漁	○16	17	18	19 全地区 休漁
○20	21	22 全地区 休漁	○23	24	25	26 全地区 休漁
○27	28	29 全地区 休漁	○30			

